

## 第 2 2 号議案

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 4 年 2 月 2 1 日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

公営住宅法施行令の一部改正に伴い、入居者の資格に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年芦屋市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条中「，令第6条第1項」を「規則」に改める。

附 則

この条例は，平成24年4月1日から施行する。

## 参 照

### 芦屋市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

公営住宅法施行令の一部改正に伴い、入居者の資格に係る規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

市営住宅に入居することができる者のうち、同居親族を要することを条件としない老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者について、規則（現行は、公営住宅法施行令）で定めることとする。（第6条関係）

#### 3 施行期日

平成24年4月1日